

社会福祉法人みどり園 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人みどり園(以下「当法人」という)定款第8条および第21条に基づき、役員(理事及び監事)及び評議員(以下「役員等」とする)の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、各年度の総額が 3,500,000 円を超えない範囲で次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等については報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める額
- (2) 常勤役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費(交通費、日当、宿泊料)を支給する。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表2に定める額
- (2) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費(交通費、日当、宿泊料)を支給する。

(兼務役員)

第5条 施設の職員を兼務する役員は、本規程に基づく役員報酬等は支給しない。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、毎月25日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、社会福祉法人みどり園給与規程(以下、「給与規程」とする)第5条に準じた日とする。
- 2 非常勤役員等に対する報酬は、当該職務にあたった都度、支給する。
- 3 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 4 報酬等は、法令の定めるところにより、控除すべき金額及び本人からの申し出があった

ときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに、常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として、日割りによって計算する。

4 本条第2項の規定にかかわらず、上記に役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、その端数全額を切り捨てるものとする。

(公表)

第9条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

この規程は、令和4年6月17日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

別表1(常勤役員等の報酬)

(1) 理事長

月 額	233,000 円
-----	-----------

別表2(非常勤役員等の報酬)

(1) 理事

	日 額
理事会等会議への出席	10,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000 円

(2) 監事

	日 額
監事監査等への出席	10,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000 円

(3) 評議員

	日 額
評議員会への出席	10,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000 円